

# 電気料金種別定義書

(基本プラン)

2017年11月1日

(2022年12月21日改定)

協同不動産株式会社  
(KYODO でんき)

## 目次

I.	総則 .....	2
1.	適用 .....	2
2.	実施期日 .....	2
3.	定義 .....	2
II.	契約種別および電気料金.....	2
4.	契約種別 .....	2
III.	契約の変更 .....	3
5.	契約容量の変更.....	3
6.	本定義書の変更および廃止.....	3
	別表 .....	4
1.	基本プラン	
2.	燃料費調整 .....	6
(1)	燃料費調整額の算定.....	6
(2)	基準単価 .....	6
	改定履歴 .....	6

## I. 総則

### 1. 適用

- (1) 電気料金種別定義書【基本プラン】(以下、「本定義書」といいます。)は、当社の電気供給約款(以下、「電気供給約款」といいます。)に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。
- (2) 本定義書は、離島(その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限り)を除いた日本全国に適用します。
- (3) 本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

### 2. 実施期日

「本定義書」は、2017年11月1日より実施するものとします。

### 3. 定義

本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

## II. 契約種別および電気料金

### 4. 契約種別

#### (1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、最大容量(以下、最大需要容量といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。

#### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

#### (3) 契約電流または最大需要容量

イ. 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定を引き継ぐものとします。

ロ. 小売電気事業者および一般送配電事業者は最大需要容量が6キロボルトア

ンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

#### (4) 電気料金

基本料金、電力量料金は、別表1のとおりとします。

料金は、基本料金、電力量料金、電気供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え、別表（燃料費調整）により算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとします。

### III. 契約の変更

#### 5. 契約容量の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約容量を変更することはできません。
- (3) 契約容量の変更にとまない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

#### 6. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款2（電気供給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にとまない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

## 別表

### 1. 基本プラン

(1) 基本料金（1契約、1月につき）は、0円とします。

(2) 電力量料金

1キロワット時あたりの従量料金単価は、次のとおりとします。

～150キロワット時	151キロワット時以上
25.5円	29円

### 2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額

燃料費調整額は、毎月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を乗じて算定いたします。年長日調整単価の算定期間及び対象となる燃料費調整額適用期間については、(3)に定義されます。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、一般社団法人日本卸電力取引のスポット市場における取引価格から算出される(イ)に基づき、毎月、以下の定義によって算出される(ロ)または(ハ)となります。

(イ) エリアプライス平均値

一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日から末日までの期間に係る、下表に記載する各電力エリアにおけるエリアプライスの平均値を指します（沖縄電力管内はシステムプライスの平均値となります）。算出に用いた各エリアプライス及びシステムプライスは全て税抜であり、小数点第3位を切り捨ていたします。

電力エリア	対象となるエリアプライス(税抜) 及びシステムプライス(税抜)
関西電力管轄内	関西エリア エリアプライス

(ロ) (還元)燃料費調整単価

各電力エリアの対象となるエリアプライス平均値が 7.00 円未満の場合に、7.00 円から各電力エリアのエリアプライス平均値の減じた単価に消費税等相当額(10%)を乗じたもの

(還元)燃料費調整単価：(7.00-各電力エリアのエリアプライス平均値)×1.1

(ハ) (請求)燃料費調整単価

各電力エリアの対象となるエリアプライス平均値が 13.00 円超の場合に、各電力エリアのエリアプライス平均値から 13.00 円を減じた単価に消費税等相当額(10%)を乗じたもの

(請求)年長日調整単価：(各電力エリアのエリアプライス平均値-13.00)×1.1

(3) 燃料費調整単価算定期間、燃料費調整額適用期間

毎月、以下(A)に定義する燃料費調整単価算定期間における各電力エリアのエリアプライス平均値に基づき算出された燃料費調整単価を、以下(B)に定義する燃料費調整額適用期間の使用電力量に適用いたします。

(A)燃料費調整単価算定期間	(B)燃料費調整額適用期間
毎年1月1日～1月末日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日前日までの期間
毎年2月1日～2月末日までの期間	その年の3月の検針日から5月の検針日前日までの期間
毎年3月1日～3月末日までの期間	その年の3月の検針日から6月の検針日前日までの期間
毎年4月1日～4月末日までの期間	その年の3月の検針日から7月の検針日前日までの期間
毎年5月1日～5月末日までの期間	その年の3月の検針日から8月の検針日前日までの期間

毎年6月1日～6月末日までの期間	その年の3月の検針日から9月の検針日前日までの期間
毎年7月1日～7月末日までの期間	その年の3月の検針日から10月の検針日前日までの期間
毎年8月1日～8月末日までの期間	その年の3月の検針日から11月の検針日前日までの期間
毎年9月1日～9月末日までの期間	その年の3月の検針日から12月の検針日前日までの期間
毎年10月1日～10月末日までの期間	その年の3月の検針日から1月の検針日前日までの期間
毎年11月1日～11月末日までの期間	その年の3月の検針日から2月の検針日前日までの期間
毎年12月1日～12月末日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日前日までの期間

## 改定履歴

発行日	改定履歴
2021年2月22日	電気料金改定
2022年12月21日	電気料金改定 (2023年1月1日から適用)